

平成27年3月23日(月)
平成26年度 第9回
大阪府河川整備審議会

資料
2-1

淀川水系淀川右岸ブロック河川整備計画（変更原案） に関する主な意見と回答（対応方針）

1. 住民意見の聴取について

整備計画等の縦覧・意見募集、住民説明会の開催の周知

〇 意見募集期間：平成27年3月2日(月)から平成27年3月16日(月)まで

大阪府

〇 ホームページ掲載

大阪府ホームページ

関係市

〇 広報掲載(高槻市、島本町)

広報しまもと(平成27年2月15日号)

淀川水系淀川右岸ブロック河川整備計画(変更原案)に対する府民意見の募集および住民説明会の開催について

大阪府では、高槻市、島本町、京都府京都市、長岡京市、大山崎町を流域とする淀川水系淀川右岸ブロックの河川(下表参照)において、今後、概ね30年間に実施する整備の内容を定めた淀川水系淀川右岸ブロック河川整備計画の策定に向け検討を進めております。本計画をより良いものとするため、ご意見を聞かせていただきたく下記のとおり淀川水系淀川右岸ブロック河川整備計画(変更原案)の本編及び参考資料を縦覧するとともに住民説明会を開催しますので、ご意見を提出していただきますようお願いいたします。

対象河川名

芥川、女瀬川、真知寺川、西山川、東山川、田能川、檜尾川、東檜尾川、水無瀬川、年谷川

1. 募集対象項目

淀川水系淀川右岸ブロック河川整備計画(変更原案)〈本編〉〈参考資料〉(平成27年3月2日月曜日より公開いたします。)

2. 募集期間

平成27年3月2日 月曜日 から 平成27年3月16日 月曜日
(募集期間内に必着のこと。なお、郵送の場合は、期間内の消印有効。)

3. 閲覧方法

(1)大阪府都市整備部河川室のホームページに平成27年3月2日(月曜日)より掲載します。

みなさんのご意見を募集します！ ～大阪府河川整備計画の変更～

大阪府では、平成16年11月に策定した河川整備計画の変更の際に、地域のみなさんの意見を募集します。

- 期 間＝3月2日(月)～16日(月)
- 縦覧場所＝大阪府河川室、茨木土木事務所、島本町役場都市整備課で閲覧できるほか、大阪府のホームページ(<http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/keikaku/ikenbosyu.html>)からもご覧いただけます

河川整備計画の変更原案に関する説明会
●日 時＝3月13日(金) 午後2時から
●場 所＝高槻市総合センター14階 C1401会議室



みなさんのご意見
お待ちしております

□問合せ

- ▶意見の募集に関すること
大阪府都市整備部河川室計画グループ(☎06-6943-7409・☎06-6949-3129)
- ▶説明会に関すること
大阪府茨木土木事務所河川砂防グループ(☎072-627-1121・☎072-625-8060)

1. 住民意見の聴取について

図書の縦覧等

【縦覧図書】

- u 淀川水系淀川右岸ブロック河川整備計画(変更原案) 本編
- u 淀川水系淀川右岸ブロック河川整備計画(変更原案) 参考資料
- u 淀川水系淀川右岸ブロック河川整備計画(変更原案) 概要版

【ホームページ掲載】

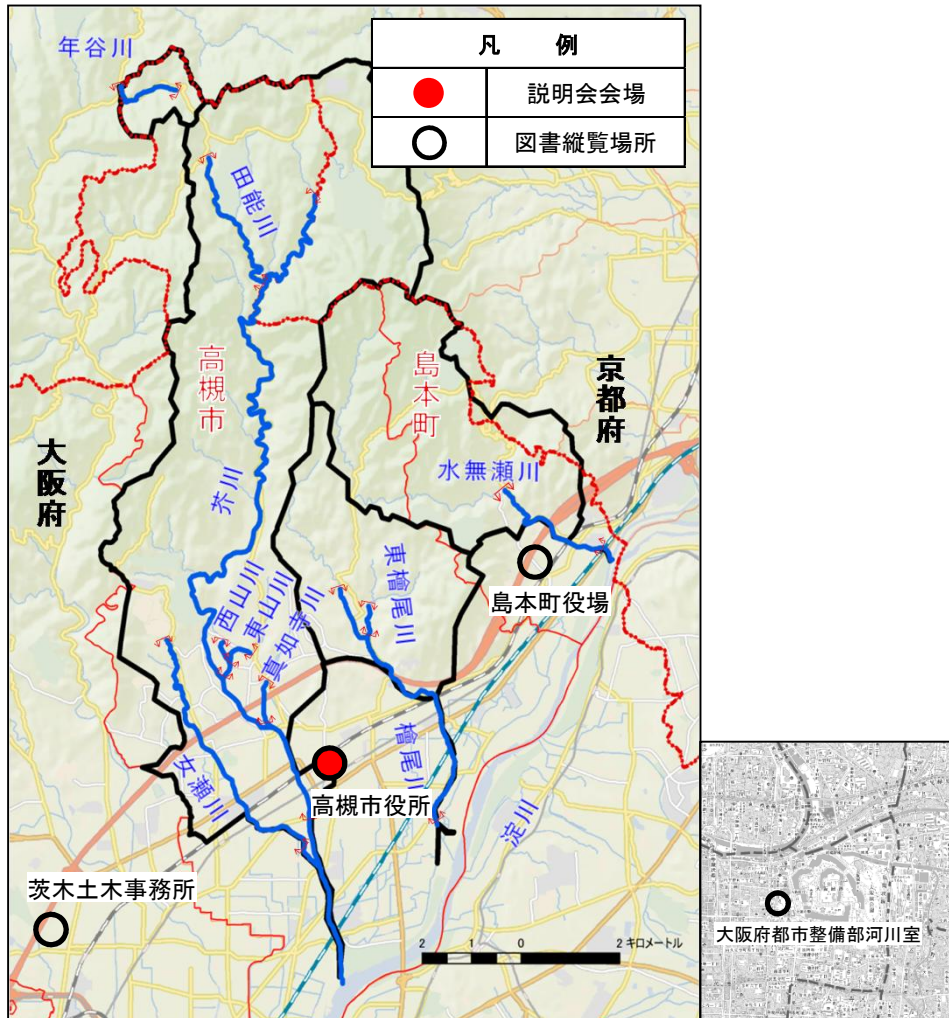
- u 大阪府都市整備部河川室ホームページ

【図書縦覧場所】 以下の4箇所

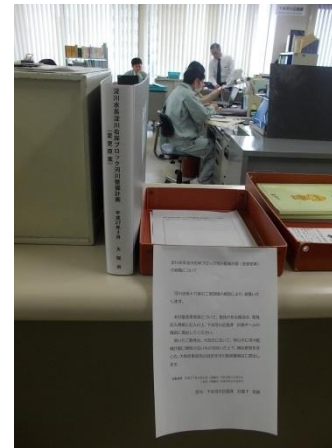
- u 大阪府都市整備部河川室(大阪府庁別館4階)
- u 大阪府茨木土木事務所
- u 高槻市下水河川企画課
- u 島本町役場都市整備課

【住民説明会会場】

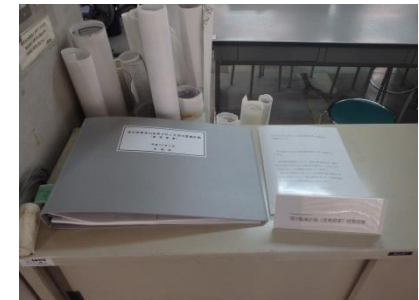
- u 高槻市総合センター14階 C1401会議室



図書の閲覧状況



高槻市 縦覧場所



茨木土木事務所 縦覧場所

1. 住民意見の聴取について

住民説明会

と き	と ころ	参加人数
平成27年3月13日(金) 他	高槻市総合センター14階 C1401会議室 他1箇所	15名

説明会開催状況



会場：高槻市総合センター14階 C1401会議室

住民意見の概要

項 目	細 目	件 数
治水	洪水対策	3件
環境	環境整備	6件
	水量	6件
	水質	1件
維持管理	堆積土砂	3件
	ごみ対策	1件
その他		5件
合 計		25件

住民意見の聴取方法別件数

聴取方法	件 数
住民説明会	16件
書面	9件
合 計	25件

2. 河川整備計画(変更原案)に関する主な意見と回答(対応方針)について

番号	項目	細目	質問・意見の概要	回答(対応方針)	聴取方法
1	治水	洪水対策	昨年のお水では、女瀬川の水位がかなり上がった。女瀬川流域では農地が減っており、ため池を埋めて住宅地になっている。上流にあるため池を活用できないものなのか。	本編P32にため池の活用について記載しています。 「治水施設による対応には限界があることから、雨が降っても河川に流入する量を減らすための流出抑制に積極的に取り組みます。具体的には、ため池は雨水貯留機能を有することから、大阪府農林部局等と連携し、流域内に多数点在するため池の雨水貯留機能の保全やため池管理者に対して大雨に備えるための水位低下を呼びかけるなど、治水へのため池の活用手法を検討していきます。」	説明会
2	治水	洪水対策	開発が進んで川に一気に水が出てくるようになり、地震よりも水害が心配である。堤防に鋼矢板を打って補強するなど対策を進めてほしい。	本編P.20に洪水対策を実施する河川と整備区間について記載しています。現況の堤防は、計画高水位(HWL)までの洪水を安全に流下させることが出来ます。この機能を確実に維持するため、施設の定期点検や必要に応じた緊急点検を実施し、構造物の損傷、劣化状況の把握に努めています。	説明会
3	洪水	洪水対策	関東では1人バケツ1杯の水を溜める活動をされている地域がある。なぜ、関西では、府市、地元でこのような活動ができないのか。	本編P.32に各戸貯留施設の設置について記載しています。 「地域住民に対して各戸貯留施設の設置により流出量を低減させるなどの意識を向上させる啓発活動を進めていきます。」 府内でも、都市化が進んだ地域において各戸貯留の取り組みが進められています。 【参照URL】 http://www.pref.osaka.lg.jp/kankyohozen/amamizu/jyosei.html	説明会
4	環境	環境整備	住民説明会の配布資料には、環境の内容が記載されていない、河川整備計画の中に、もっと環境保全への取り組み計画を示してほしい。	配布資料(淀川右岸ブロック河川整備計画(変更原案)の概要 A3判)には環境の内容が記載されていませんが、本編P.17、18に、河川環境の整備と保全に関する目標を、またP.29に取り組みの内容について記載しています。 「河川環境の整備と保全にあたっては、流域が持つ歴史・文化・景観や自然環境に配慮し、生物の生息・生育・繁殖環境、景観等の保全、水質の改善に努めます。」	説明会
5	環境	環境整備	縦断的な連続性を確保してください。 芥川は、河床掘削によって所定の治水安全度を確保する計画になっています。計画においても落差工や堰が作られるのであろうと思われませんが、落差工、堰を設置するに当たっては、魚類等の自由な移動を妨げないような緩傾斜落差工や魚道などを設けてください。	本編P.29に河川における連続性の確保について記載しています。 「農業用の取水堰や床止め工等の河川横断構造物の調査を行い、利用実態のない取水堰の撤去や床止め工の改善と合わせて、魚道の設置等により上下流の連続性の確保に努めます。また、整備や補修を実施する際には、自然環境や景観に配慮し、適切な対策を行います。」 また、本編P.32に農業関係機関との連携について記載しています。 「上下流の連続性の観点から取水堰の運用や構造、水利用について農業関係機関と連携し、水環境の一層の向上に向けた連携に努めます。」	書面

2. 河川整備計画(変更原案)に関する主な意見と回答(対応方針)について

番号	項目	細目	質問・意見の概要	回答(対応方針)	聴取方法
6	環境	環境整備	現在の良い環境を将来も残してほしい。 芥川の西之川原橋～塚脇橋区間は、水際にツルヨシなどの植生が繁茂し、魚類などの水生生物の休憩場所、避難場所、産卵場所、仔魚の生息場所となっています。また、左岸側の堤防上にはクヌギの大木や、センダンの大木などの河畔樹林が水面を覆っているなど、最も多様性のある区間です。将来にわたっても、このような良好な環境を維持できるように配慮してください。	本編P.17、18に、河川環境の整備と保全に関する目標を、P.29に取り組みの内容について記載しています。「瀬や淵、河道内の植生など良好な自然環境が見られる箇所もあり、河川整備にあたっては河床の平坦化を避け、瀬や淵、水際植生など、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生に努めます。」 当該区間については、瀬や淵、水際植生や河畔林など、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生に向けた検討を行います。	書面
7	環境	環境整備	水量、水温が上昇しないように工夫してほしい。 あくあびあ芥川より上流は掘込河川となっていますので、水面が木陰に覆われるような河畔林を設けてください。西之川原橋左岸上流は、河畔樹林が水面を覆うことにより日射が遮断され、さらに湧水帯があることから、河川水が最も少なくなる夏季においても、河川水温が低温に保たれる効果が発揮されています。このような良好な環境を増やしてください。	本編P.17、18に、河川環境の整備と保全に関する目標を、P.29に取り組みの内容について記載しています。「瀬や淵、河道内の植生など良好な自然環境が見られる箇所もあり、河川整備にあたっては河床の平坦化を避け、瀬や淵、水際植生など、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生に努めます。」 当該区間については、河川整備にあたって、瀬や淵、水際植生や河畔林など、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生に向けた検討を行います。	書面
8	環境	環境整備	河川整備計画本文P14(5)自然環境で「淀川右岸ブロックの各河川では、取水堰等の落差により、多くの生物の行動範囲が限定され易い状況ではありますが、その状況下でも取水堰を遡上している種も確認されています。」とあるが、そもそも上下流の連続性が確保されているような表現に見える。	ご意見の趣旨を踏まえ、次のとおり修文・追記をしました。 【P.14 第1章第2節2.河川利用及び河川環境の現状と課題】 淀川右岸ブロックの各河川では、取水堰等の落差により、多くの生物の行動範囲が限定され易い状況となっています。	説明会
9	環境	環境整備	河川整備計画本文P14(5)自然環境で「芥川では、回遊性のアユが、平成23年の調査結果において広範囲で確認されている」とあるが、平成23年は産卵期と洪水が重なり堰が水面に隠れた状態でアユが遡上したので、広範囲で確認された。例年では、魚道が整備された区間で確認されている。	ご意見の趣旨を踏まえ、次のとおり修文・追記をしました。 【P.14 第1章第2節2.河川利用及び河川環境の現状と課題】 芥川では、主に魚道が整備されている区間で、回遊性のアユが、確認されています。	説明会

凡例



ご意見を河川整備計画(変更原案)に反映したものの



ご意見の内容がもともと河川整備計画(変更原案)に盛り込まれていたものの

2. 河川整備計画(変更原案)に関する主な意見と回答(対応方針)について

番号	項目	細目	質問・意見の概要	回答(対応方針)	聴取方法
10	環境	水量	芥川の水質が改善しているというが、上から見ると河底に粘土質がたまり灰色になっている。藻が粘土質に覆われアユが住みにくい環境となっており、この原因は堰により土砂がたまることで、川に流れがなくなるからと思う。水が流れる川になるよう堰に土砂が少しでも溜まったらすぐにとれないのか。	堆積土砂の撤去については、本編P.30に河川の維持管理について記載しています。 「土砂の堆積、植生の繁茂については、その状況を定期的に調査し、水域と陸域の二極化の状況や河川の断面に対して阻害率の高い区間を把握するとともに、地先の危険度等を考慮して計画的に土砂掘削等の対策を行います。」 また、流水については、本編P.29に流水の正常な機能の維持について記載しています。「流水の正常な機能を維持し適正な河川管理を行うため、継続的な雨量、水位の観測データの蓄積と分析による水量の状況把握や取水堰等の流水の利用実態の調査を行います。」	説明会
11	環境	水量	芥川の堰で河川水を全量取水されていることがあるが、堰下流の伏流水でなんとか水辺環境が維持されている。老朽化した堰や落差工の改築で下部工に止水の鋼矢板などを使われると伏流水も期待できなくなる。改築に際しては、水辺環境の現状を踏まえて、堰の構造に配慮を頂きたい。	堰や落差工などに設置される止水鋼矢板は、構造物の安全性を確保するために必要なものであるため、構造的な配慮は困難ですが、魚道の設置等により上下流の連続性の確保に努めます。	説明会
12	環境	水量	水量、水温が上昇しないように工夫してほしい。 農業用水を芥川の塚脇橋下流、西之川原橋下流で取水されています。低水時には流水のほぼ全量が取水されるため、堰の下流は瀬切れしているのが現状です。幸いなことに固定堰が老朽化していてコンクリートのひび割れから漏水しているの、なんとか下流側にちよろちよろ水が流れ、併せて堰の上流側で浸透した水が下流側で伏流水として湧出し、芥川に再び流れが戻ってきています。そのため、夏季においても水温の上昇が抑えられ、桜堤公園下流部で水温30℃以上の猛暑日でも、魚類にとって良好な水環境になっています。堰を新設すると浸透した流れも完全に遮断されることが想定されます。下流に瀬切れ区間をつくらないように十分配慮してください。	流水については、本編P.29に流水の正常な機能の維持について記載しています。 「流水の正常な機能を維持し適正な河川管理を行うため、継続的な雨量、水位の観測データの蓄積と分析による水量の状況把握や取水堰等の流水の利用実態の調査を行います。」また、本編P.32に農業関係機関との連携について記載しています。 「上下流の連続性の観点から取水堰の運用や構造、水利用について農業関係機関と連携し、水環境の一層の向上に向けた連携に努めます。」	書面
13	環境	水量	西山川には右岸側に何力所もの湧水箇所があり、猛暑日でも水温が低く、芥川の水温を下げる役割を果たしています。矢板になるのかも知れませんが、湧水を遮断することがないように穴あきとするなど工法を工夫してください。	ご提案を踏まえ、治水上安全となる構造を前提に、護岸構造などの工夫について今後検討を行います。	書面
14	環境	水量	芥川の河床の藻が緑に見える(流れがある)川を作ってください。 方法 堰をなくす(JR下部、桜堤公園上流、芥川大橋)水利で堰が必要な、水門を作り必要な時のみ水を溜める。*川に傾斜を付ける。	流水については、本編P.29に流水の正常な機能の維持について記載しています。「流水の正常な機能を維持し適正な河川管理を行うため、継続的な雨量、水位の観測データの蓄積と分析による水量の状況把握や取水堰等の流水の利用実態の調査を行います。」	書面

2. 河川整備計画(変更原案)に関する主な意見と回答(対応方針)について

番号	項目	細目	質問・意見の概要	回答(対応方針)	聴取方法
15	環境	水量	芥川の河床の藻が緑に見える(流れがある)川を作ってください。 方法 山に広葉樹を植え、保水力を高めることにより、河川の流水の正常な機能を維持する。	本編P.32に水源涵養・保水機能維持について記載しています。水源涵養・保水機能維持のための農地・森林の保全施策を推進すべく、今後、その効果を含め関係機関と協議を行います。	書面
16	環境	水質	芥川の水質をさらに改善する。 ・流れ込む支流(アクアピア下流で合流している)に浄化設備を付ける。	本編P.29に水質の改善について記載をしています。 「環境基準を満足することはもとより、多様な生物の生息・生育・繁殖環境を保全するため、流域市町の環境部局による行政指導や下水道整備・接続を促進し、河川への生活排水の流入の削減に努めます。」 ご提案にある水質浄化設備については、必要に応じて検討を行います。	書面
17	維持管理	堆積土砂	芥川の計画では、川底を掘削して土砂を取る計画であるが、土砂が溜まったら、その都度、取ることは出来ないのか。また、堰に溜まっている土砂についても、農業用水が不要の際、堰板を上げるようにすれば、下流に流れていくのではないのか。	堆積土砂の撤去については、本編P.30に河川の維持管理について記載しています。 「土砂の堆積、植生の繁茂については、その状況を定期的に調査し、水域と陸域の二極化の状況や河川の断面に対して阻害率の高い区間を把握するとともに、地先の危険度等を考慮して計画的に土砂掘削等の対策を行います。」 なお、農業用取水堰については、流水の正常な機能の維持の観点から、堰の運用について、その管理者と協議を行います。	説明会
18	維持管理	堆積土砂	昨年出水では、女瀬川の水位がかなり上がったが、河川内の堆積土砂を撤去すればよいのではないのか。	本編P.30に河川の維持管理について記載しています。 「土砂の堆積、植生の繁茂については、その状況を定期的に調査し、水域と陸域の二極化の状況や河川の断面に対して阻害率の高い区間を把握するとともに、地先の危険度等を考慮して計画的に土砂掘削等の対策を行うこととしております。」	説明会
19	維持管理	堆積土砂	土砂撤去では滞筋を残した施工をすると説明があったが、以前、芥川の土砂撤去では、川底が真っ平な施工をされていた。今後は、魚の生息環境を考えて工事してほしい。	本編P.30に河川の維持管理について記載をしています。 「堆積土砂の撤去にあたっては、河床変動や湾曲部などの河川特性を踏まえ、河床を一律に平坦にするのではなく、みお筋等に配慮し、全て除去せず一部残すなど、自然環境などに配慮します。」	説明会

2. 河川整備計画(変更原案)に関する主な意見と回答(対応方針)について

番号	項目	細目	質問・意見の概要	回答(対応方針)	聴取方法
20	維持管理	ごみ対策	河川への不法投棄が多く、不法投棄防止の看板を設置してほしい。	本編P.31に不法投棄対策について記載しています。 「不法投棄等により放置されたゴミに対しては、河川巡視等において適宜回収するとともに、不法投棄等を無くすために流域市町と連携した河川巡視の実施や地域住民、ボランティア団体、自治体等と協働で定期的な河川美化活動等を行うことにより地域住民等の美化意識の向上に努め、きれいな河川空間の維持に努めます。」ご意見の看板については不法投棄の現状を踏まえ、設置の有無について検討をします。	説明会
21	その他		住民説明会への参加者が少ないので、もっとPRすべき。	住民説明会については、高槻市、島本町の広報並びに大阪府のHPに開催案内を掲載しております。また、参加できない方のため、平成27年3月2日～3月16日にかけて意見募集も併せて実施しています。	書面
22	その他		女瀬川の津之江公園付近に森を作る計画があったが、どうなっているのか。	当該区間は、国土交通省が管理しているため、淀川河川事務所にお伝えします。	説明会
23	その他		女瀬川下流のスーパー堤防計画はどうなっているのか。		説明会
24	その他		淀川では、堤防に木を植えていない。木を植えない理由を教えてください。		説明会
25	その他		芥川のみずヒマワリの駆除について直轄区間の駆除がし難い。		説明会